

北ノ沢第三町内会 の皆様

## 「子ども 110 番の家」 ご協力をお願い

令和 6 年 7 月 3 日

北ノ沢第三町内会

会 長 鎌田 光子

防犯防火部長 森居 久

### 記

#### ●「子ども 110 番の家」支援事業登録者の募集

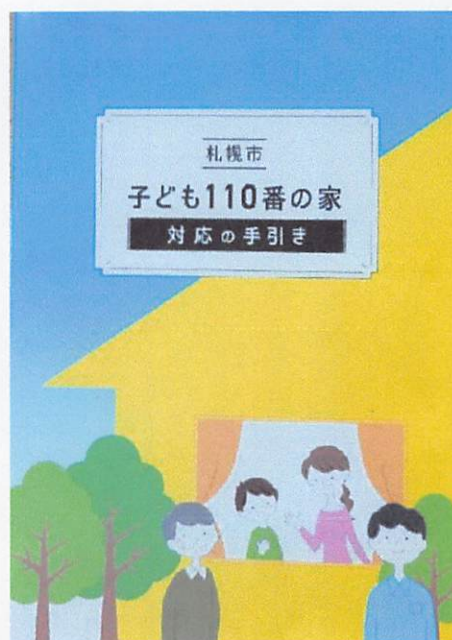
「子ども 110 番の家」支援事業は、札幌市教育委員会が子どもを対象とした犯罪被害の抑止および子どもの見守り活動の充実を図ることを目的として平成 28 年に開設された事業で、当町内会では平成 30 年度から登録者を募り、現在約 40 名の方にご協力を頂いているところです。

既に登録を頂いている皆様には引き続きのご協力をお願いするとともに、ここに新規登録者を募集するものです。特に、通学路沿線や公園の近くの方にご協力おたいただけると有難いです。

なお、現在登録して頂いている方のなかで事情により取り消しを希望する方につきましてもご連絡をお願いいたします。

#### ●「子ども 110 番の家」支援事業登録者の活動

登録者には《ステッカー》と《対応の手引き》が配布されます。



日常的な活動としてはご自宅の玄関先など道路から見える場所に《ステッカー》を貼って頂くこと。次に、子供が犯罪等被害に遭う、またはその可能性が認められるときは直ちに 110 番通報を行い、子供の

保護に当たることとなります。具体的な対応方法などは《対応の手引き》に記載されておりますので、そちらをご覧ください。

なお、登録者が万一物的・人的被害を受けた場合の対策として《見舞金補償制度》が設けられています。詳しくは札幌市文化局地域振興部区政課（011-211-2252）またはホームページをご覧ください。

## ●申込・連絡方法

### 【これまでに登録して頂いている方】

既に登録をされている皆様には、引き続きご協力をお願い申し上げます。特に、連絡は不要です。

ただし、過年度に配布したステッカーの破損、手引きの紛失等により新たに希望される方は申し出て下さい。

### 【新規登録者または取り消しを希望する方】

新たに登録を申込される方、またはこれまでに登録されてきた方が、高齢や健康などの事情により登録を取り消す場合は「様式5」に所定の内容を記載の上、つぎのいずれかの方法で提出願います。

- (1) 班長さんを通じて、次回拡大役員会8月7日（水）の際に提出して下さい。
- (2) 森居防犯防火部長宛て、FAXまたはmailでご連絡下さい（持参でもかまいません）。  
北ノ沢3丁目7-2 FAX:011-572-2050 mail : [h.morii@river-bm.co.jp](mailto:h.morii@river-bm.co.jp)
- (3) 申込用紙が不足する場合は、町内会館玄関キャビネット（右側下段「町内会役員2」）に「子ども110番の家」申込用紙）と記載した封筒を入れておきますので、ご利用ください。

いずれも締め切りは8月7日といたします。

以上